

架空請求(電子マネー)詐欺被害の増加

県内では、コンビニでカードなどを購入させられ、電子マネーをだまし取られる架空請求詐欺の被害件数が、増加しています。

平成28年中 11件

平成29年5月末現在 7件(前年同期比+4件)

【架空請求詐欺の手口】



携帯電話に

- ・ 貴方の登録した、有料動画サイトの料金が滞納されています。至急03-××××-○○○○まで連絡を。ご連絡頂けない場合、法的措置に移行させていただきます。
- などと記載されたショートメールが届きます。

【ワンクリック詐欺の手口】



携帯電話やパソコンを操作していると突然、画面に

- ・ 「会員登録完了」、至急〇万円振り込んで下さい。お問合せ先03-××××-△△△△などと表示されます。

指定された連絡先に電話をかけると



カードの番号送れ?



それは詐欺です

犯人から

- ・ 支払わないと法的手続きをとることになる。
 - ・ 支払いはコンビニで〇〇ギフト券を購入し、裏面の番号を教えるように。
- などと言われ、犯人の指示どおりコンビニで〇〇ギフト券を購入後、電話あるいはメール等で犯人にカード番号を教えしまい、電子マネーの利用権利をだまし取られます。



コンビニで電子マネーを購入する方法は、店頭でカードを購入する以外にも、マルチメディア端末(Famiポート、Loppi等)を操作し、購入する金額の支払用紙を印字後、店頭で支払い、ギフト番号が記載されたシートを受け取る方法がありますので、詐欺被害にあわないよう御注意下さい。

～被害防止のポイント～

- ・ ショートメールによる料金請求や身に覚えのないメールには、絶対にメールの返信や電話連絡をしないこと。
- ・ 契約内容や利用規約の明確な表示がない場合の契約(登録)は無効なので無視すること。
- ・ コンビニで電子マネーを購入するよう要求されたら、「詐欺!」です。
- ・ メールや電話でお金のお話が出たら、すぐに家族や警察に相談すること。